

安中市都市計画マスタープラン (案)

**令和7年3月
安中市**

目 次

序章 都市計画マスタープランとは	1
1 計画の目的・役割	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の目標年次	2
4 計画の構成	2
第1章 安中市の現状・課題とまちづくりの方向性	3
1 安中市の現状	3
2 安中市を取り巻く社会・経済情勢の変化	36
3 まちづくりに係る市民の意向	38
4 まちづくりの課題と方向性	42
第2章 全体構想	47
1 将来都市像	47
2 まちづくりの基本目標	49
3 将来都市構造	50
第3章 分野別基本方針	53
1 分野別基本方針について	53
2 コンパクト・プラス・ネットワークの基本方針	54
3 土地利用の基本方針	59
4 都市交通の基本方針	65
5 都市環境の基本方針	71
6 都市防災の基本方針	77
7 都市景観の基本方針	83
第4章 地域別構想	89
1 地域別構想について	89
2 安中東地域	91
3 安中西地域	101
4 松井田地域	112
第5章 実現化方策	123
1 市民・事業者・行政の協働によるまちづくり	123
2 将来都市像の実現に向けた取組み	125
3 都市計画マスタープランの進行管理	128
資料編	129
1 策定体制及び経過	129
2 用語解説	135

序章 都市計画マスタープランとは

1 計画の目的・役割

都市計画マスタープランは、都市及び地域の望ましい都市像を明らかにし、都市計画として実現していくための方針を長期的な視点に立ってまとめたものです。

また、都市計画道路や公園など、ハード面の整備計画や、用途地域や地区計画などの規制・誘導の手法に加え、実現に向けた市民参加の方向性などを描くものであり、市民参加型のまちづくりを誘導していくための方向性を示すものです。

計画の役割

- 実現すべき具体的なまちの将来像を示します
- 個別の都市計画を決定・変更する際の根拠となります
- 住民と行政の協働によるまちづくりの一步となります

2 計画の位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に示される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市が策定する「安中市総合計画」や、群馬県が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即すとともに、市の分野別計画とも整合を図り策定します。

また、用途地域をはじめとした個別の都市計画を決定・変更していく際の方向性、必然性、根拠を示すものとなります。

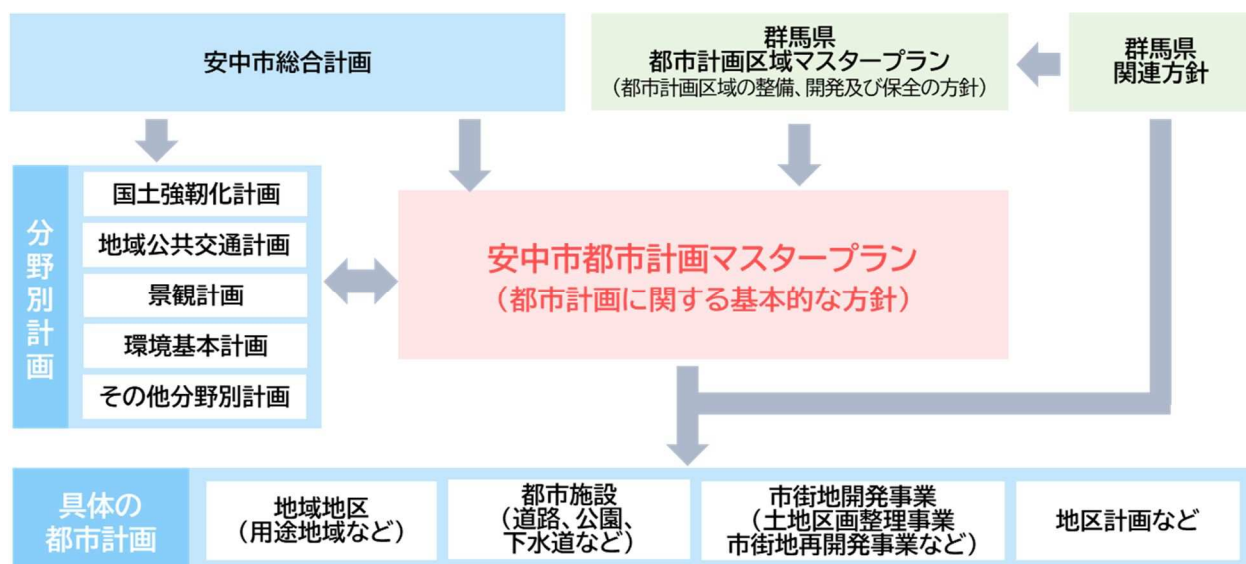


図 都市計画マスタープランの位置づけ

3 計画の目標年次

概ね 20 年後の令和 27（2045）年を目標年次とします。

4 計画の構成

序章

都市計画マスタープランとは

目的や役割など、都市計画の概略を知ること、都市計画マスタープランへの理解を深めます。

第1章

安中市の現状・課題とまちづくりの方向性

市の統計データや市民の意向から安中市の現状と課題を把握し、将来のまちづくりの方向性を示します。

安中市の現状

社会・経済情勢

市民意向調査

まちづくりの課題

まちづくりの方向性

第2章

全体構想

安中市全体の将来のあるべき姿を示します。

将来都市像

まちづくりの基本目標

将来都市構造

第3章

分野別基本方針

将来のあるべき姿を実現するために、都市を構成する6つの分野から、基本的な方針を示します。

コンパクト・プラス・ネットワーク

土地利用

都市交通

都市環境

都市防災

都市景観

第4章

地域別構想

安中市を構成する3つの地域ごとに、地域特性に配慮したきめ細かな構想を示します。

安中東地域

安中西地域

松井田地域

第5章

実現化方策

全体構想や分野別基本方針、地域別構想を踏まえ、まちづくりを推進するための考え方や方策・方法を示します。